

【料金表】

<戸建>

(税別)

長期優良住宅単独	設計住宅性能評価と同時申請
54,000円	7,000円

注記

1. 上記は居住環境に関する基準を除く技術的審査に関する料金です。居住環境に関する基準を含む場合は、別途3,000円(税別)を加算します。
2. 計画の変更に係る技術的審査料金は27,000円(税別)となります。

<共同住宅・長屋>

- ・全住戸数をMとし、法延床面積に応じて、下表に示す額とします。

(単位：円、税別)

法延床面積	長期優良住宅単独 (基本料金+戸当り料金)	設計住宅性能評価と同時申請
500m ² 以下	20,000 + 7,500 × M	3,000 × M
500m ² 超～1,000m ² 以下	30,000 + 7,500 × M	3,000 × M
1,000m ² 超～2,000m ² 以下	40,000 + 7,000 × M	2,500 × M
2,000m ² 超～5,000m ² 以下	50,000 + 5,000 × M	2,500 × M
5,000m ² 超～10,000m ² 以下	100,000 + 5,000 × M	2,000 × M
10,000m ² 超～20,000m ² 以下	180,000 + 4,500 × M	1,500 × M
20,000m ² 超～30,000m ² 以下	270,000 + 4,500 × M	1,500 × M
30,000m ² 超～	400,000 + 4,000 × M	1,500 × M

注記

1. 小規模マンション(20戸以下)の場合はM=20とします。
2. 上記は技術的審査9区分(居住環境の維持を除く)までの料金です。
3. 技術的審査10区分(居住環境の維持を含む)は、別途50,000円(税別)を加算します。
4. 単独で技術的審査を申請した後、予め当機関が定めた期間内に設計住宅性能評価の申請を行った場合は、技術的審査料金(基本料金)の90%を設計住宅性能評価料金から割引きます。
5. 構造棟数が4棟以上ある場合は、別途料金を加算します。
6. 計画の変更に係る技術的審査料金は戸当り別途4,000円(税別)となります。
7. 構造計算書・構造設計図書の変更に係る技術的審査料金は、別途協議と致します。

以上